

(様式6-3)

研修等 報告書

平成30年2月13日

三田市議会議員 今北義明様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	市民の会	代表者		印
		議員名	檜田 充	印
参加者氏名	印			
講演会等研修名	夜間中学をひろげよう in 兵庫			
研修事項	講演 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立を受けての地方自治体の対応について 講師 前川喜平 前文部科学事務次官			
日 時	平成30年2月12日(月曜日)～平成30年2月12日(月曜日)			
場 所	兵庫県学校厚生会館 神戸市中央区北長狭通4-7-34			
所 見	1、兵庫県の夜間中学校について 戦中・戦後の混乱により、学びが十分でなく社会生活を送る上で支障をきたしていた人々を中心に、夜間中学校が創設された。1954年～55年頃が最盛期で全国に90校近く存在した。兵庫県では、神戸市に全国第1号の夜間中学校が創設されたのを皮切りに全国一の20校程度の夜間中学校があった。その後、高度成長により、各家庭の経済状況も好転し減少する。現在は神戸市に2校と尼崎市に1校が設置されている。 2、篠山市、姫路市からの報告 「丹波篠山字を学ぶ学校」を起ち上げ学びを始めている。参加する人は「声を出すことができない」想いを心の奥底に沈めている人が多いと感じている。 姫路市では需要調査のために、地域を歩いた。外国人も多く在住しており必要性は十分に感じられる。 3、前川喜平さん(元文部科学省事務次官)のお話 学習権の保障とは人が人らしく生きる権利を保障することである ←人は学ばないと生きていけない生物であり、人権の中でも中核を占める大切な権利である			

<p style="text-align: center;">所 見</p>	<p>夜間中学校の果たしてきた役割を法制化したのが、「義務教育機会確保法」（以下「確保法」）である。夜間中学校はそれぞれのバックグラウンドを持った人が集まる。1990年頃に一度途絶えたが、中学校卒業の人の入学認めるべく、「確保法」が制定された。無登校の子どもや、ニューカマー等夜間中学校を必要とする人は多いと想定される。是非ともこの法律を活かして多様なニーズに応える施策をお願いしたい。</p> <p>4、夜間中学生・卒業生の話</p> <p>神戸市丸山中学校西野分校、神戸市兵庫中学校北分校、尼崎西良中学校琴城分校の卒業生、現役中学生が体験や現在の学校の状況等について報告。</p> <p>5、質疑応答・意見交換</p> <p>夜間中学校の設置について質問が集中した。前川さんの答弁は政令市・中核市は個々に設置し、県内全域に保障するためにも県が中心となり協議を進めるべきではとのことであった。</p> <p>また、夜間中学校で学んだことで得たことを聞かれた卒業生は、<u>勝手</u>は役所に行っても申請書を書くことが出来ずにつらい思いをしたが、今は仕事も含めて安心して日々の生活が送れているとの現状を報告された。</p> <p>6、まとめ</p> <p>夜間中学校の創設には政治の力が必要である。「確保法」の制定も超党派の議員連盟が出来たのが大きかった。各地域で首長や議員との結び付けを強めることも大切だ、ニーズは多いはずである</p> <p>(所見)</p> <p>講演会名の「ひろげよう！」とは「多くの人に知ってもらいたい」との切実な思いが込められている。勝手は戦争の混乱で十分に学べなかった人への対応だったが、高度成長により解消されてきたのが、不登校児童生徒やニューカマーの増加、また格差社会の中で取り残された人等と需要が増えている現状について考えさせられた。一見豊かな現在社会の中で、本当に見ようとしないと見えない、聞こえない人々の声をしっかりとらえることが大切だと痛感した。</p>
<p style="text-align: center;">添付資料</p>	<p>・研修会プログラム（写）</p> <p>・</p>

6 添付書類（講演会内容のパンフレット等）

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。（代表者名、参加者氏名は不要）

やかんちゅうがく
《夜間中 学セミナー》

ねん がつ にち
2018年 2月 12日

やかんちゅうがく インひょうご
夜間中 学をひろげよう in 兵 庫

ぎむきょういくき かいかくほほう い
～「義務教 育機会確保法」をどう生かしていくか～

13 : 30 ~ 16 : 30

ひょうごけん やかんちゅうがく
1、兵 庫 県 の夜間中 学 について 榊野 琢

たんば ささやまじしゅやかんちゅうがく ほうこく
2、丹波・篠山自主夜間中 学 からの報告 松野 琢

ひめじちいき やかんちゅうがく ひつようせい
姫路地域の夜間中 学 の必要性について 榊野 琢

まえかわき へい はなし
3、前川 喜平 さんのお話 1人1人の習得を無条件保障しよう！ ← 義務教育機会確保法が教える

やかんちゅうがくせい そつぎょうせい はなし
4、夜間中 学生・卒業 生のお話

しつもん きにゅう
* 質問シート記入

きゅうけい
(休憩)

しつぎおうとう いけんこうかん
5、質疑応答・意見交換

6、まとめ

きにゅう
* アンケート記入

ぎむきょういくき かいかくほほう
* 「義務教 育機会確保法」

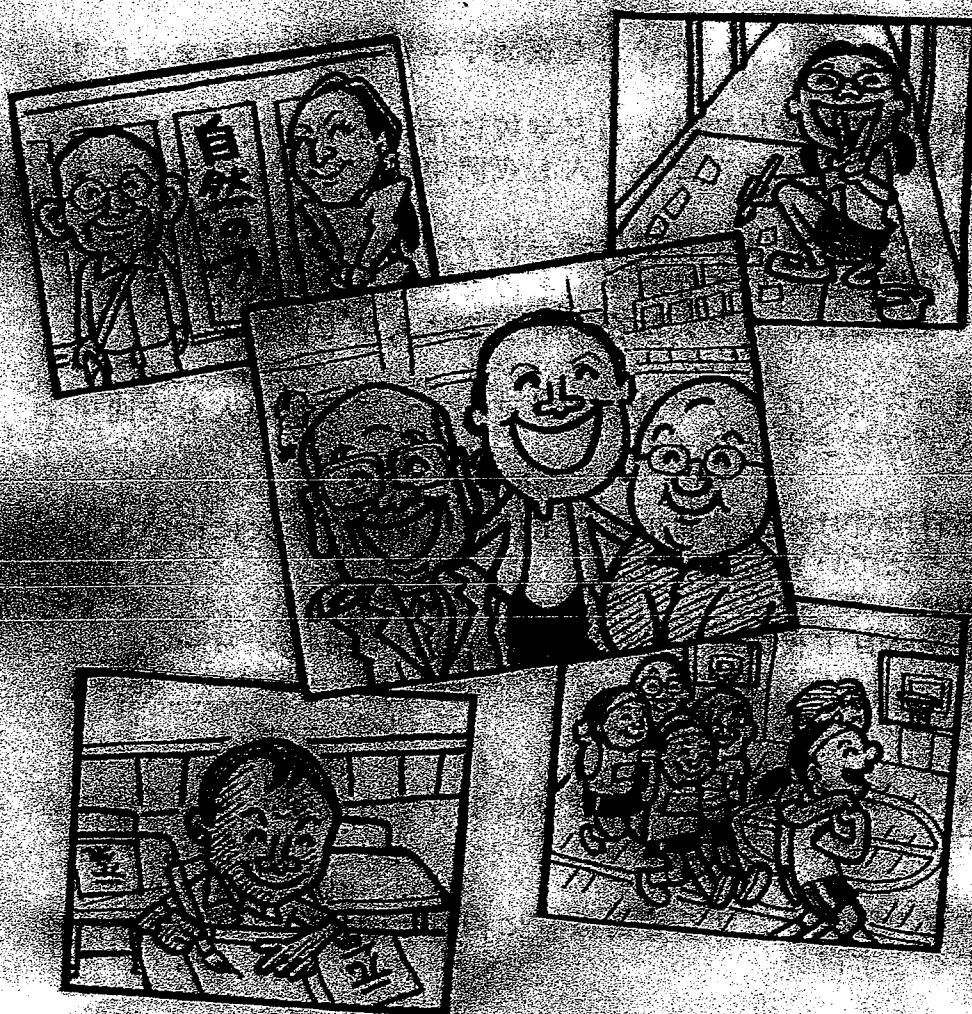
ぎむきょういく だんかい ふつうきょういく そうどう
= 「義務教 育の段階における普通教 育に相当する

きょういく きかい かくほどう かん ほうりつ ねん にちこうふ
教育の機会 確保等に関する法律」 (2016年 12月 14日 公布)

しゅさい やかんちゅうがく インひょうご じっこうい いんかい
主催：「夜間中 学をひろげよう in 兵 庫」実行委員会

夜間中学の基本事項Q&A

～義務教育機会確保法と文部科学省の
方針を踏まえて～



夜間中学校と教育を語る会

1、はじめに

学齢を過ぎた義務教育未修了者にも学習権が保障されることを法的に明確にしたいという、夜間中学関係者の念願が実り、「義務教育機会確保法」（正式な名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）が2016年12月7日に成立し、2017年2月14日には全面的に施行されました。そして、この法律にもとづいて文部科学大臣が策定した「基本指針」が2017年3月31日に発表され、関連して同日に「学校教育法施行規則」も改正されました。これらの法令は、大きく分けて二つの柱からなっています。一つは、学齢の不登校児童生徒に対する教育機会の確保等であり、もう一つは、学齢を経過した義務教育未修了者に対する夜間中学における就学の機会の提供等です。夜間中学に対する国会や政府・文部科学省の積極的な姿勢とも相まって、これらの法令により、夜間中学の新時代が始まりました。

このパンフレットでは、上記の「義務教育機会確保法」と文部科学省が示した方針にもとづいて、夜間中学に関する基本的な重要事項をできるだけわかりやすく解説しました。

このパンフレットが、新時代を迎えて船出する夜間中学の確かな海図となり、広く活用されることを願っています。

2017年7月31日

夜間中学校と教育を語る会

2、推薦メッセージ

このたびの「夜間中学の基本事項Q&A」の発行は、まさしく時宜を得たものであります。昨年12月に「義務教育機会確保法」を成立させて頂きましたが、法律の条文は抽象的であり、条文解説的なものが別途必要であり、法律執行側の文部科学省の方針や通知の内容も理解しておく必要があるからです。

ですから、このパンフレットは、夜間中学を開設しようとして頂いている学校関係者等はもちろん、このパンフレットをきっかけに積極的に検討してみようと考えて頂ける方々を増やすためにも作られています。

法律ができて、全国各地に夜間中学校ができなければ意味がありません。

我が国では、様々な事情で義務教育を修了できていないご高齢者、不登校の若者、定住外国人など、一説には80～100万人もいらっしゃると言われていています。

「置き去りにすることはできません」

**前文部科学大臣 夜間中学校等義務教育拡充議員連盟会長
衆議院議員 馳 浩**

義務教育を十分受けることのできなかつた人々の教育機会を保障する法律が、夜間中学に関係する人々などの努力でできましたが、その周知が課題となっています。夜間中学の設置に向けて新たに動き始めた自治体もありますが、すべての都道府県に夜間中学が置かれて、必要とするすべての人々が学ぶことができるようにしなければなりません。そのためにも、この法律と、関連する政策について詳しく知ることが必要です。基礎教育保障学会は、夜間中学をはじめ、識字・日本語学級などでの実践を豊かにするための研究を行う組織で、学習者・支援者・研究者などから成り、基礎教育の普及に努めています。「夜間中学と教育を語る会」で作成されたこの冊子は、法や基本方針などについて、質問に答えるかたちでわかりやすく説明し、資料も豊富に具えていて、貴重なものです。多くの方が手にされ、夜間中学の拡充と基礎教育の発展に役立てられることを期待致します。

基礎教育保障学会会長 上杉孝實（京都大学名誉教授）

3、Q&A

Q1：義務教育機会確保法が成立したことで、夜間中学に関して基本的に何が変わったのですか？

A1:夜間中学に関して最も重要な条文は第14条です（P10参照）。この条文をわかりやすく書き換えると次のようになります。

「地方公共団体は、義務教育未修了者（実質的な未修了者も含む。）の中に学校で勉強したいと希望する人がたくさんいることを踏まえ、夜間中学等に入学できるようにすることその他の必要な措置を講じる義務を負う。」

（夜間中学「等」と書いてあるのは、夜間以外の特別な時間に授業を行う学級を設けてそこに入学できるようにすることも考えられるからです。）

ここから次のようなことがいえます。

- ① 学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、すでに夜間中学等を設置している地方公共団体では、できるかぎりその人が夜間中学等へ入学できるようにしなければなりません。
- ② 学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、まだ夜間中学等を設置していない地方公共団体では、夜間中学等を開設してそこへ入学できるようにすることが望ましいですが、仮にそれができない場合であっても、「必要」と認められる何らかの措置は採らなければならず、何もしないでその人を放置することは許されません。
- ③ すべての地方公共団体すなわち都道府県と市区町村がこのような義務を負います。

従来は「地方公共団体が夜間中学を設置しても適法である」とされていただけで、上のような法律上の義務が明示されたことは画期的なことです。

（P8 資料(1)「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」をご参照下さい。）

Q2：夜間中学等における教育の内容はどうなりますか？

A2：義務教育機会確保法の第3条第4号（P8~9）に示された基本理念に従い、夜間中学等における教育は、まず大枠として以下のような性格を備えなければなりません。

- ① 義務教育未修了者本人の意思を尊重した教育であること
- ② その人の能力に応じた教育であること
- ③ その人が社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるような教育であること
- ④ 教育水準の維持向上が図られること

ここでは特に以下のことに留意が必要です。

教育水準の維持向上という理念は、あくまで本人の意思を尊重しかつ本人の能力に応じるという条件を満たしたうえでのものであり、さらに本人の自立的生活の基礎を

Q7：文部科学省は公立夜間中学の全国への開設・拡大についてどのように考えていますか？

A7：「現在、夜間中学は8都府県に31校が設置されています。文部科学省では、少なくとも各都道府県に1校は設置されるよう、様々な支援を行い、設置を促進しています。」（文部科学省パンフレット『夜間中学のご案内』より）と述べ、予算も確保し、夜間中学未設置道県等を対象に「夜間中学設置に関する調査委嘱事業」や「ニーズ調査」等を実施しています。

Q8：民間人が運営するいわゆる自主夜間中学は公的支援を受けられますか？

A8：自主夜間中学に対して公的支援をすることは、従来に比べてはるかに義務的性格が強くなったと考えられます。

義務教育機会確保法の究極目的を一言でいうと、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進すること」です（第1条）。ここにいう「等」については第2条第4号に定義規定があり、それによれば「義務教育の段階における普通教育に相当する教育…を十分に受けていない者に対する支援」を指します。これは直接的には学習者自身に対する支援ですが、いわゆる自主夜間中学は**複数の義務教育未修了者（実質的な未修了者も含む。）が支援者の力を借りながら集団的に学習している場ないしそのような学習者集団とみることができるので、これに対する公的支援も上記の「等」に含まれると考えることができます。**

より直接的な根拠規定としては同法**第19条**があります。これによれば、国及び地方公共団体は、義務教育未修了者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、とされています。この「**学習の支援のために必要な措置**」の一環として自主夜間中学に公的な支援をすることが考えられます。

また、同法**第14条**も根拠規定になりうると考えられます。すなわち、自主夜間中学は公立夜間中学を補完する公教育の機能を営んでいることにてらして、同法第14条にいう「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置」の「**必要な措置**」の一環として自主夜間中学に公的な支援をしつつ学習希望者にはとりあえずそこで学んでもらうということも考えられます（以上P8）。

そして、法律を受けて策定された「基本指針」（P12）においても、その3(1)③で「ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、**各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。**」と明記しており、自主夜間中学に対する公的支援を積極的に推し進める姿勢を示しています。